

第12回官業民営化等WG・第26回市場化テストWG 合同WG 議事録(経済産業省ヒアリング)

1. 日時：平成17年10月26日(水) 14:30～15:30

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目：日本電気計器検定所

4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、八代主査、安念専門委員、大橋専門委員、福井専門委員

○経済産業省

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課長 片山 啓

電力・ガス事業部電力市場整備課 電気計器係長

北原 一秀

電力・ガス事業部電力市場整備課 柴田 修

○鈴木主査 どうも御苦勞様です。前回に続いてヒアリングをさせていただきたいと思
います。日本電気計器検定所です。

質問事項については事務から出しておりますので、これをベースにして、最初に5分
から10分ぐらいで説明していただいて、そして議論をさせていただきたいと思いま
す。よろしくお願いします。

○片山電力市場整備課長 経済産業省電力市場整備課長の片山でございます。よろしくお
願いいたします。

お手元に配られている資料でございますけれども、5点追加で御質問をいただいております。これについて、順を追って簡単に御説明をしてみたいと思いま
す。

まず初めに、資料1として「指定検定機関の指定要件について」ということございま
す。

1. に書いてございますように、計量法の28条で指定検定機関の指定の基準というのが
定められております。

大きく6項目ございますが、まず、省令で定める器具機械または装置を用いて検査を行
いなさいと。

それから、実際に検査する者が省令で定める条件に適合する知識経験を持っている人で、
あと省令で定める数以上のそういう要員を持たなければいけないと。

3点目として、指定検定機関が法人である場合には、省令で定める構成員の構成が検査
の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

4番目として、3番目以外の要素として、検査が不公正になるおそれがないものとして、
省令で定める基準に適合していなければならない。

5番目に、経理的な基礎を持っていないなければならない。

6番目に、当該機関を指定することによって、検査を適確かつ円滑な実施を阻害するこ

ととならないようになっていなければならないという6つの条件がございます。

この法律を受けまして、具体的に省令での規定でございますが、2. にございますように、まず検査のためのハードウェア。

これは、1 ページおめくりいただいて、資料1の別紙となっておりますけれども、ここに一番左の欄に「指定の区分」とございますが、例えば最大需要電力計であると、次の右隣の欄に検定のための設備として、どういう設備、どういう性能のものを持たなければならないのかということが書いてございます。

一番右が検定を実施する者の要件、それから人数ということが書いてございます。

戻っていただきまして、省令の2番目の第10条の2という関係でございますけれども、先ほどの構成員というのは、どういうものかということで、例えば民法34条、つまり公益法人の場合には、その社員の構成が公正な実施に支障を及ぼすものであってはいけないということが決められているということでございます。

次のページに行っていただきまして、第10条の3関係でございますけれども、ここでは特定の者を不当に差別的に取り扱ってはいけない。

検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けてはいけない。

その他、公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことといったような規定のされ方をしているということでございます。

次に、ページ数が振っていないので、数ページめくっていただきますと、資料2というのがございます。これは一覧表にしておりますけれども、日電検の民営化ができない、具体的に計量法の規定でどういうところが支障になっているのかということでございます。

大きく分けまして、上から2つ目の基準器検査というところ、その下の3つ、型式承認のところが、経済産業大臣あるいは日本電気検定所と列記されていて、要するにここに列挙されている以外の者、つまり民間の事業者の方々が、この業務をできるという受け皿の規定が計量法にないものが、この4つでございます。

それ以外のものにつきましては、例えば一番上の特定標準器による校正等というのもの、指定校正機関というのでできるという規定になっています。

それから、下の3つのところにつきましても、指定検定機関ができるということで、一応、法律上民間参入は担保されているということでございます。

したがいまして、計量法に基づいて、日電検が行っている業務のうち、計量法上の支障があつて、日電検を完全に民営化できないというところは、基準器検査と型式承認のところであるとお考えをいただければと思っています。

それから、次に1 ページめくっていただきますと、資料3というところがございます。

御質問でいただいていたのは、機械式電力量計の有効期間が、なぜ10年なのか、その根拠はということでございます。

このところは、いろいろ書いてございますけれども、1 ページめくっていただきまして、裏側のデータをごらんいただければと思います。

これは、機械式の電力量計の器差の経年変化というのがどういうふうに推移しているのかというのをまとめたものでございます。

真ん中の表のところをごらんいただければと思いますけれども、一番左にありますように、検定後の使用年数が経てば経つほど器差の分布というのが広がっていくということでございます。

この分布は「平均値±4σ」と書いてございますが、これは99.99%の確率で、この分布に収まるというのを統計学的に推計した数字でございます。

9年までというのが、実際にサンプルをチェックした数字でございます。その後は、これらの経年変化の実データから推計をして値を出しておりますが、12年のところをごらんいただければと思うのですけれども、定格電流に対してどれだけの電気が流れたときに、こういう誤差が出るかというのを示したのですが、例えば20%のところで行きますと、12年経つと、使用中の公差、±3%と計量法で規定しておりますけれども、それを超えるものが出てきてしまうということでございます。したがって、10年ということで決めていると御理解いただければと思います。

資料4でございますが、型式承認は国または国に準ずる機関が行うという根拠は何かというお尋ねでございます。ここはOIMLの文書で決まっていて、それを遵守する義務があると前回お答えして、その根拠というものを資料でお示ししております。

OIMLという機関は、昭和33年に条約に基づいて設立された機関でございます。我が国は昭和36年に加盟をしております。

2つ目のパラでございますが、OIMLの根拠となる条約の第8条で、加盟国は可能な限りその決定を国内法規に取り入れる道義的責任を有していると規定をされております。

一番下の2.でございますが、では、型式承認がOIMLの文書類でどういうふうに書かれているのかということでございますが、OIML国際文書D3というのがございます。

これは、1979年に出されている文書でございますが、これは、法定計量とは大体こういうモデルでやるものですよということを示した文書でございます。

次のページをめくっていただきまして「4. Pattern approval」のところの「4. 1 Definitions」に、英語で見ていただいた方がいいかもしれませんが、2行目のところで「the National Service of Legal Metrology」というような言葉が書いてあると思います。つまり、国の法定計量機関がやるということが前提になっているということでございます。失礼「Pattern evaluation」です。

ですから「Pattern approval」の方の定義のところに「a competent State Authority, generally the National Service of Legal Metrology」と書いてございまして、型式承認というのは、資格のある国の機関、一般に国の法定計量機関が行うということが前提となった記述がされているというところでございます。

もう一つ、OIMLの関連する文書で国際勧告R46というのがございます。これは電力量計の技術基準を定めた文章でございますが、その中の「Pattern approval」のところ

の記述としては「The competent authorities」という言い方になっていまして、これ自身 1976 年にできた文書で、言ってみると、D 3の方がその後できているので、言葉が違う言い方になっていきますけれども、これの日本語の定訳がないのですけれども、通常の英語の辞書で調べると、これは主務官庁というような形なのかなと。

済みません、余りに手前みそだというふうにおしかりを受けるかもしれませんが、その後できた D 3の方で見ていただければと思います。

最後に資料 5 でございます。

ちょっとページが何ページか飛びますが、指定製造事業者の指定の基準でございます。

これは、表紙の 2 番目のパラグラフでございますけれども、指定の基準については計量法 92 条で定められておりまして、第 1 項では欠格事項に該当しないこと。

第 2 項が具体的に決められているわけでございますが、申請に係る工場または事業場における品質管理の方法が、指定製造事業者の指定等に関する省令で定める基準へ適合していることと法律上書いてございます。

次の 2 枚目に、指定製造事業者の指定等に関する省令というのが決められております。ここの第 3 条で具体的な品質管理の方法は、こういうふうに下さいということが決まっております。

これは、あらゆる対象となる計量器すべてに共通の基準として決められておりまして、例えば電力量計であれば、第 3 条の第 2 項のところを見ていただきますと、その細目については、大臣が別に定め公示するとなっております。

この省令自体に書いてあることというのは、基本的に I S O の 9000 をベースにして、その品質管理のモデルということで大体でき上がっております。

したがって、一番初めに品質方針があって、それを実施する組織の規定がずっとあって、次のページに行きますと、I S O の文書管理だとか、そういった言葉が出てくるというので、一連の手順というのが書いてございます。

もう一枚めくっていただきまして、今度は縦になっている表がございます。これが大臣が別に定めている細目でございまして、ここで電力量計について材料部品等の購買から始まって、工程管理、完成品の管理、製造設備、検査設備、実施検査といったような規定がここでなされております。

おおむね、このつくり方自体は、今度 10 月 1 日から新しい制度に変わりましたが、昔の J I S マーク制度で、各 J I S マークの対象製品ごとに国が定めていた品質管理体制の基準におおむね準拠したようなつくり方になっているということでございます。

私の方からの説明は、以上でございます。

○鈴木主査 ありがとうございます。

それでは、質問がありましたらどうぞ。

○大橋専門委員 検定所が、言わば法律に基づく法人である理由としてお挙げになったのは、計量法の規定に基づく業務の中で、基準器検査と型式承認については、検定所以外に

民間の方の参入は認めていないと。これは条文は何かよく知りませんが、そういうようなことであるから、検定所というのは、法律に基づく法人として存在する必要があるのだという意味合いの説明だと思ったのですが、その基準器検査あるいは型式承認については、なぜほかの、一番上に書いてある校正だとか、ああいうのと同じように指定の機関というものの参入を認めていないのか。その理由は何なのかということを教えていただきたいと思います。

○片山電力市場整備課長　むしろ私が申し上げたのは、この規定があるから、日電検法が要るのだと申し上げているというよりは、日電検法をやめてしまったら、計量法上受け入れるところがなくなってしまうって、言ってみると、業務自体が不要だという議論ではなくて、その業務をだれがやるのが一番いいのかという御議論をしていると思っているのですけれども、その業務をやる主体が計量法上位置づける規定がなくなってしまうという御説明をしたと思っていただければと思うのです。

その前提で、まず基準器検査について申し上げますと、基準器というものの自体は、いろんな計量器をつくるメーカーが、自分がつくっているものが正しいかどうかというのを確認するための計量器でございます。

したがって、この基準器が狂っていると、でき上がる基準器がみんな狂ってしまうという、言わば基になっているものだとして御認識をいただければと思います。

言ってみると、国民あるいは産業界が日常的に使う計量器、つまり物差しの信頼を大元で押さえるものが基準器で、その基準が正しいということをチェックするのが基準器検査という関係になっています。

したがって、基準器検査、つまり我が国における物差しの制度というのを最終的に担保する責任というのがどこにあるのかということになると、そこは国にあると考えております。国以外にそれに最終的にお墨付きを与える機能を持つ人間はいないはずだと。一番正しい物差しは我が国に1個しかないはずでございます。

そうなりますと、どこかで最後国が出てこなければいけない。だから、例えば基準器検査というものを仮に民間に委ねたとしても、その民間のやっている基準器が正しいということを、最終的に国がチェックするというレイヤーがどこかに一個入らざるを得ないのではないのでしょうかと。

したがって、ある部分民間開放しても、ある部分また国がやらなければいけないところがある。したがって、どこまで行っても最後にお墨付きを与える権能というのが国に戻らざるを得ないのではないかとこのところから、このところは民間開放していないというのが、今の計量法の考え方でございます。

それから、型式承認について申し上げますと、先ほど申し上げたように。

○大橋専門委員　基準器検査で言えば、課長がおっしゃった国そのものが、やはり最終的、究極的にやらなければならないというのは、それはそうかもしれないが、この電気計器検定所というのが、現実はこの検査をやっているわけですね。

○片山電力市場整備課長 はい。

○大橋専門委員 だから、この計器検定所と国の機関としての経済産業大臣との関係というのはどういう関係になるのですが、もう少しそこを、レイヤーとか何かわけのわからぬことをおっしゃらないで。

○片山電力市場整備課長 そこについて言いますと、日電検というのは、日電検法に基づいて、言わば経済産業大臣がやる行政行為の代行法人として法律で定められているものでございます。

したがって、法律でそういうステータスを与えて、日電検法で与えられていて、それを根拠に計量法で日本電気計器検定所が基準器検査を行うと法律に直接書いてあるという関係にもなっていると御理解いただければと思います。行政代行法人だということでございます。

○大橋専門委員 私の質問の趣旨は、代行法人として計器検定所に独占的にやらせて、ほかを排除している理由は何かと聞いているわけです。

○片山電力市場整備課長 そこは、最終的に国が責任を持つわけでございます。これは沿革から申し上げた方がいいのかもしれませんが、もともと電気計器の正確性の担保というのは、計量法の前身の法律とは別の法律でやっていたということがございまして、それが昭和40年だったか、要は計量法と一体になったということがございます。

したがって、今まで電気計器の世界というのは、ほかの計量器とは別の法体系、別の主体でずっと規制をやってきて、それを合わせたときに、言わば日本電気検定所法という法律をつくって、ここは電気メーターについては国の行政の代行法人として、ここに独占させるのですと。国の代わりにここがやるのですという整理をしたということでございます。

だから、経緯がそういう経緯でございますので、言わば国とほとんど横並びで同じ機能をそこに持たせているということでございます。

あと、国といっても、実際には独法の産業技術総合研究所がやっております。だから、そういう意味で行きますと、何でもここに独占させているのだというお尋ねに対しては、過去の経緯で全然別だったものを、1つの法体系の中に位置づけたときに、そういう整理をしたということでございまして、事実上、国と日電検というのは、計量法上の機能というか、期待されている機能がほとんど同じと御理解いただければと思います。

○福井専門委員 国が責任を持つという話と、その責任を持つための手順なり組織なり、あるいはやり方がある一個の、しかも特殊な地位を持つ組織に独占されていなければいけないかどうかは、別問題のはずです。

国が責任を持つとしても、民間が、例えば責任の一旦をある部分で担う、特に事実行為として担うということは、これはほかの分野でも多々なされていることです。この領域だけ、何か国が責任を持つから、あとは説明不要で全部この独占でいいのだということにはならないのです。

○片山電力市場整備課長 もう少し丁寧に申し上げますと、要するに基準器というハードが正しいかどうかのチェックでございます。したがって、仮に民間に、今、日電検がやっている基準器検査と同じものをやったとしても、民間の人が使う基準器が正しいかどうかは、ではだれがチェックするのですかという話が必ず出てきて、したがって、また日電検がその基準器をチェックするという話が出てくる。

レイヤーと申し上げたのは、基準器というハードが正しいかどうかをチェックしなければいけないというのが実態でございますので、最後、だれがチェックをして、これが正しいかと言うかというところ。

○福井専門委員 それを全部民間人がチェックしたって、全然構わないですよ。我々の議論の究極の姿では、公務員ではない民間人だけが関与してチェックしても構わない。それでも正確であるように、枠組みとして国が責任を持っていればいいというのが究極の姿です。

要するに、事実行為として正しい数値を示す計器であるかどうかの確認する行為の主体が公務員という身分を持っている必然性もないし、ある組織に独占されていないといけないという必然性もないというのが議論の出発点で、そういった非常に基本的な議論は、他省庁のすべての組織が御了解の上でここに臨んでいただいていますので、多分課長のおっしゃっているのは、かなりそもそも論の話なので、それよりも実際に民間人が何らかの照合をしたり、事実行為を行った場合に具体的に支障が生じるのかどうか。この点について議論した方が生産的です。

○片山電力市場整備課長 計量というのは、ある意味で、だれがこの物差しというのが正しいとお墨付きを本当に与えられるのかということでございます。

○福井専門委員 責任の所在は国だということは、それはいいのです。それは我々も全く一致していますから、事実行為の実施者を問題にしているのです。

○片山電力市場整備課長 実際に、この基準器の検査を実施しようと思って、では民間の事業者が実際にやる基準器検査自身が、きちんに行われているかどうかというのを、確認をするところで出てくる主体は、やはり国だと思うのです。

○福井専門委員 責任は国にあります。だけど事実行為は別に国の職員である必要はないのです。

○片山電力市場整備課長 ただ、最終的にその基準器が正しいかどうか、使っているものが正しいかどうかをチェックするときに、国が責任を持って、国が枠組みをつくって、国がそれに責任を持てとおっしゃるのであれば、ではどこでどういうふうに担保すればいいのですかと。つまり、ハードが合っているかどうかの検査ですから。

○福井専門委員 検査の手順をちゃんと守っているかどうかとか、あるいは検査機器自体の検査をそれこそ定期的にやっているかどうか、あるいは性能の劣化についてちゃんと知識を持ち合わせているかどうか、そういうこと以外にあり得ないじゃないですか。

そういうことは、民間人がやろうが、公務員がやろうが同じです。公務員だろうが、独

法の職員だろうが、検査の制度を保つために、例えば研修をしたり、試験をしたり、オン・ザ・ジョブ・トレーニングをしたり、先輩から引き継いだり、いろんな形で正確な仕事をやるようにトレーニングを受けているはずです。それは最終的には大臣等の責任です。でも、大臣がそんな制度をいちいちそんな制度をチェックするわけではないわけで、下級職員に対して何らかの形で、おまえならできるだろうという信頼の下に委任しているわけです。

それと同じことを公務員の特別権力関係を使わなくたって、できないはずはないというのが我々の議論の出発点です。

前回のヒアリングのときと課長は代わられているんですね。北原さんが大体連続して来られている。前回の議事録で論点になったのは、もう少し具体的な話だったので、前回非常に議論が盛り上がった点が幾つかあるはずなので、そっちの方を中心に議論をしたいのですけれども。

○大橋専門委員 電気計器の問題の方が今日は中心となると思うのですが、先ほど私が言った話を基準器検査に関して言えば、確かにあらゆる計器の基になるものが基準器だろうと思いますけれども、したがって、その検査については、ある程度信頼のおける機関で行政代行として行うという必要性はあると思うのですが、仮に、今の電気計器検定所と同じようなレベルの検査水準を持っている法人がいたら、課長の論理で言うと、当然それが手を挙げたときには認めるということになりますか。

○片山電力市場整備課長 その能力を、だれがどういうふうにチェックをするのかというところで、必ずまた最後、責任を国が負わなければいけないというところが否定されないのであれば、国が出てくるということでございます。

だから、そういう仕組みをつくった方が、より世の中がうまく回るのかどうかというのは、計量法全体の中で考えなければいけない話でございまして、先ほど私が申し上げたのは、電気計器だけで判断できないということが申し上げたかったということでございます。計量法で規制されている計量器はほかにもございますので、計量法全体の中で、一体どういうふうに今の大橋専門委員からの御指摘みたいなものを考えるのかというのは、法律全体の中で整理をしないと、電気計器について、おまえ担当だから答えろと御指摘を受けても、なかなか私もそのところが答えられないというところは御理解をいただければと思うのですが。

○大橋専門委員 逃げないで、あなたは非常に大きな責任を負っているのだから、ある意味では計量法全体をカバーするぐらいの責任を持っているのだから。

○片山電力市場整備課長 いや、さすがにそれは難しゅうございますけれども。

今、おっしゃられたところというのは、本当にどこまで行っても最後国が出てくる仕組みというのをどういうふうにうまくつくるのかというところに帰着をいたしますので、そういう意味で、そういう方が効率的にできるのかどうか。あるいは国際的に見て、そういうことが日本だけ変なことをやっているとは言われなのかどうか。そういったところも

見ながら制度というのは考えていかなければいけないのではないかと考えております。

○安念専門委員 おっしゃることはそのとおりです。政府が全く関与しない計量システムはないと思います。

なぜかという、1メートルという長さは何であるかということは、これはだれかが決めなければいけないことであって、正しい1メートルなんてものはないわけだから、定義をするわけですね。その定義をする主体は、差し当たっては政府しか考えられないのは当たり前ですよ。

したがって、原器みたいな物差しは政府がつくらざるを得ない。他方、原器とコピーであるところのものが誤差がないかどうか、ちゃんとできているかどうか、という検査自体は事実行為であるわけでしょうから、それを行う人々のガバナンスの形態がどれがよろしいかという選択の問題が生ずる。そうすると、何も仰々しい特別の法律をつくって、代行人というのか、何法人というのか、とにかく特別の法人をつくるまでもなく、一定の性能を満たしている団体であれば、株式会社でも少しも構わないだろうし、現にそういうふうになっている。ならば、この法人自体も通常の株式会社になられば全然問題がない、この法律も何も要らないのではないか、というのが私どもの意識なのですけれども、何かこういう法律でないと困ることがございましょうか。

○片山電力市場整備課長 要するに、そういう一番の原器みたいなもの、一番の国家計量標準みたいなものを維持管理する、これは国がやっております。日電検も電気量についてはやっております。

そこから、実際に産業界で使えるようなところまで下ろしていく過程というのは、実は幾つかございます。一気にできるものではございませんので、だから、そういうところどこからどこまで民間でいいのではないか、どこからどこまで国が関与しなければいけないのかというところの線引きの問題だというのは、おっしゃるとおりでございますが、それを今の我々の考え方でいいますと、基準器検査というところまでは国が責任を持たなければいけないと思っています。そこから先は、どうぞ民間でやっていただいていた方がいいわけですから。

○安念専門委員 私は国の責任の負い方の選択肢を問題にしているのです。何も特別の法人である必要はないので、株式会社になってくださればいい。特別の根拠法なんぞは要らないのではございませんか。つまり、やっていることをモニターしていただければ、この法人が全くの普通の株式会社になり、あるいは他の株式会社が参入してもいいけれども、その人々がやっている実際の作業を何らかの形でモニターしていただければ、国の役割としては十分なのであって、この手の特別な法人が必要である、あるいは特別な根拠法が必要であるという根拠は、いささか了解し難いなというところでございます。

○片山電力市場整備課長 そこについて言いますと、やり方をモニターする上で一番いいのは、実際にそこで使っている基準器を検査することなのです。つまり、仕組みができていとか何とかよりも、極論すれば、実際に民間の事業者が検査をするときに使っている

基準器が、ちゃんとしたのを使っておられるかどうかのみを見ればいいだけなのです。それだと、この基準器検査と変わらないのです。結局、同じことをどこかでやらざるを得ないということになるのではないかとというのが、我々の考え方なのですから。

つまり、ある一定の体制だとか、こういう設備を持っているところであれば能力があるとして認めましょうと。確かにそうなのです。

では、一番のポイントは何かというと、使っておられる基準になる計量器というのが、ちゃんとしたのを使っておられるのかどうかをチェックするというのが、多分必ずチェック項目として入るはずでございます。

そうなると、基準器検査と同じことが行われるということになる。結局、これをどこかでやらない限り、信頼性のある仕組みというのはできないのではないかと。

○福井専門委員 ちょっと議論を戻しますけれども、そもそも論のところは、ちょっと誤解があるようなので、また他省庁とのやりとりも御参照いただきたいと思うのですが、利害関係者の範囲、第三者とは何かということについて、前回随分詰めた議論があったのです。

そこについて、ちょっと今のお答えではよくわからなかったのですけれども、要するに電力会社とメーカーと消費者といるわけでしょう。第三者性という意味では、最初はメーカーがやっているわけですね。それでどうしていけないのですかというのが基本的な質問なわけです。どうしてだめなのですか。

○片山電力市場整備課長 まず初めに、利害関係者の範囲をどういうふうに考えるかというところでございますけれども、恐らくメーター自身をつくっているメーカー、それから計量法はメーターを使用する者にきちんとした検定の有効期間内のものであるものを使わなければいけないという義務を課しておりますので、恐らくメーターの使用者、こういったのが利害関係の中に入ってくるということだと思います。

実際に、今、修理事業者というものについて、新品とは違って、自主検査というのを認めておりませんが、そういう制度をつくるのかどうかという議論に、これも計量法上の議論になります。電気計器だけにとどまらず、あらゆる計量器について、そういう仕組みを入れるのがいいのかどうかという議論になろうかと思います。

○安念専門委員 あらゆる計量器の議論なんてしていませんよ。ここはこの議論だけ、電気計器のことだけやっているのです。電気計器固有に何か特殊な事情があるのならお伺いしますというのが我々の立場ですから、ほかのことを持ち出さないでください。

○片山電力市場整備課長 電気計器、つまり日電検法で電気計器の検定を規定しているわけではなくて、あくまでも計量法の中で。

○福井専門委員 そうではありません。失礼ながら前回の議事録読まれていますか、課長。

○片山電力市場整備課長 はい。

○福井専門委員 では、理解いただいていると思うのですけれども、これだけ具体的に議論しているわけです。最初にメーカーがやるのはいい。2回目以降はだめだ。何でですか。

要するに、第三者性を問題にするとおっしゃるから、最初だけを第三者性が問題にならなくて、2回目からは問題になるのは何ですか。極めて平易な質問です。そこに全くお答えになれていないじゃないですか。

○片山電力市場整備課長 では、電気計器について申し上げますと、電気計器は、まず大手のメーカーと修理事業者というのは、まず主体が違います。大手のメーカーというのは、例えば電力会社との関係でいいますと、独立の存在でございます。

ところが、修理事業者というのは、ほとんどは子会社でございます。そういう意味で、電力会社、つまり使用者に支配されているのが修理事業者というのが、今の電気計器の我が国における実態でございます。

○福井専門委員 メーカーの納入者はどうなのですか、電力会社は発注者で、メーカーは受注者でしょう。修理業者に関しても電力会社が発注者で、修理業者も受注者でしょう。どう違うのですか。発注を通じてコントロールという意味でおっしゃるのだったら、全く同じじゃないですか。

○片山電力市場整備課長 済みません、資本関係を申し上げます。

○福井専門委員 具体的にはどういうことですか。

○片山電力市場整備課長 大手のメーカーというのは。

○安念専門委員 例えば、オムロンとか。

○片山電力市場整備課長 オムロンはつくっていないのですが、例えば大崎電気ですとか、そういうところでございますが、メーカーは電力会社の子会社とかという存在ではありません。

ただ、修理事業者の場合は、多くは電力会社の子会社という関係になっています。資本関係で支配をされているという関係になっています。

○福井専門委員 ということは、こう理解すればいいですか。要するに、資本関係で支配されていないようなところであれば、第三者性を問題にしない。そういうことですね。それなら話は早いので、そういうところに開放していただくということです。

○安念専門委員 だから、大崎電気の子会社が二度目の検査をやるのなら問題ないということになりますね。

○福井専門委員 要するに、電力会社の子会社でないところにやらせるのなら問題がない。今日は非常に進歩があったと思いますけれども、そういう整理でいいですね。

○片山電力市場整備課長 そういう整理でいいかどうかと、繰り返しになるのですけれども。

○福井専門委員 第三者の問題に関して、それ以外の論拠があるのなら教えてほしいのですけれども。

要するに、資本関係があるのが第三者性、中立性を損なうとおっしゃるから、では、それが無い前提なら我々はいいいと思うのですが、それがなくても更にまだ第三者性で問題がある論点があるのならお聞きしたいと思います。

○片山電力市場整備課長 第三者性ということだと思いますと、もう少し網羅的に申し上げた方がいいのかもわからないのですが、先ほど冒頭、指定検定機関の指定基準というのを縷々御説明いたしましたが、これは結構古い時代の基準であることは事実だと思います。

最近の基準認証関係なんかのいろいろな法改正が行われているようなときに、必ず非支配要件みたいなものが入っているかと思います。

そういうときには、資本関係というものと、あるいは役職員との関係とか、そういったようなものというのは。

○福井専門委員 資本がなくて、役職員が何か支配されているということがあるのですか。要するに、出資をしていない場合に役職員を派遣する会社なんてありますか。

○片山電力市場整備課長 済みません、法律上、現に、最近改正されている法律でどういうふうに書かれているかということを私は申し上げているのでございますけれども、そういうときには、そういう人的関係ですとか。

○福井専門委員 だから、この場合について議論しましょう。要するに電気計器について言えば、修理会社は東京電力なんかの子会社である場合が多い。だから第三者性に問題があるということですね。

それで、修理業者で資本関係がない場合について、更に、今、おっしゃった人的関係で何らかの中立性を損なうようなケースがあるとしたら、具体的にはどういう場合ですか。

○片山電力市場整備課長 恐らくは、資本関係がなければ。

○福井専門委員 資本関係がなくて東電が役員を派遣するというのは、ちょっと想像もできないですけれども、本当にそんなことは起こっていますか。

○安念専門委員 恐らく、そこで言う支配、非支配というのは、商法特例法か何かの子会社概念と大体似たようなことになっているのではないですか。資本関係または役員の派遣関係というような。

○片山電力市場整備課長 どう言えばいいのかあれですけれども、例えば、これはちょっと自主検査とは違うのですけれども、ある検査なり何なりをやる機関を認めるかどうかというときに、その機関に、これを検査してくださいと申し込むメーカーがいるとしますと、まず、この機関と申請をしてくるメーカーとの間で親子関係にあってははいけませんという規定が普通ございます。

もう一つは、ここの申請をしてくるところの会社の役職員が、ここの申請を検査する機関の役員の過半数になってはいけません。

もう一つは、その検査をする機関の代表権を持っている役員が、申請してくる者の役職員であってははいけません。大体この3つぐらいが最近の法律のあれで。

○福井専門委員 だったらその3つの要件を満たしていればOKだということだと思いますか。

○片山電力市場整備課長 そういう制度をつくるかどうかは。

○福井専門委員　ここは、そういう制度をつくるという議論をする場ですよ。

○片山電力市場整備課長　第三者性だけで議論できる話ではないと思います。

○福井専門委員　勿論そうです。だから、まず第三者性を片づけましょうということです。それは前回のヒアリング以来一貫したテーマです。

○安念専門委員　だから、第三者性がない業者が現れたとしましょう。それでまだ民間で二度目の検査をやってはいかぬという理屈はどこにあるかということです。

○片山電力市場整備課長　それについて言いますと、新品と修理というのは、実際のプロセスというのが違います。ある意味で、新品というのは、型式承認を受けて、その型式で決められているものを大量に生産することができるだけの体制がちゃんとできているかどうかというのをチェックすれば、おおむね品質管理体制というのがきちんといっているだろうという前提、さっきの指定基準でありましたように、そういう前提でつくっております。

○福井専門委員　新品と修理でどう違うのですか。

○片山電力市場整備課長　修理というのは、あらゆる型式のものが集まってくるのですね。つまり、自分のつくったものが戻ってくるのではなくて、人様がつくったものから何からいろんな形状のものがみんな集まってくる。

では、それをきちんとした修理品として仕上げていく工程の標準化というのは、どういうふうに考えていけばいいのかと。どういうところをチェックして、どういう工程があれば、そこはきちりできるとみなすのかというところの。

○福井専門委員　よくわかりませんが、新品でも、それがちゃんと正確な測定ができているかどうかという、要するに、まさに計器の正確性を測定する手順なり計器なりというのは存在するわけでしょう。

それで、修理したものについて同様の手順なり計器によって、ちゃんと修理されたものが、新品のときと同様の水準を保っているかどうかということをチェックするわけでしょう。何が違うのですか。何か機械工学の原理上、新品と修理品で理論的に異なるというような命題でもあるのですか。

○片山電力市場整備課長　実際にそういうことを技術的に検討したことが、これまでないものですから、逆に言いますと、そのところを仮にやろうとしたときに、本当にネックがあるのか、ないのか。

○福井専門委員　それを前回からまさに問題にしているわけだから、今の今まで何も調べられないでここに臨んでいただいては困るわけです。

○安念専門委員　だから、そこは技術の問題だから、技術屋さんに聞かなければならない話ですね。

○福井専門委員　技術屋さんに確認してくださいよ。あるいは技術屋さんをここに呼んでいただいて、新品と修理品で根本的に検査法に違いがあるのでしょうかということで、我々は技術の素人だから、もしそういう懸念があるのならちゃんとお聞きしたいと思います。

だけど、まず、前回あれだけ問題になっているわけだから、本当にそうかどうかということを技術の専門家、それこそ利害関係のない技術の専門家のコンサルティングをちゃんと受けていただく必要があると思います。

結論から言えば、余り頑張っても仕方がないのだから、第三者性についても1回目はメーカーがやっているということは、前回のやりとりを北原さんはよく御存じのはずですが、決めの問題としてそうやったかもしれないけれども、今の目で見れば合理性がないことは明らかだということに気づかれているはずですよ。これについて2回目以降についても、メーカーがやるのかどうかはともかくとして、さっきおっしゃったような資本関係とか、人的支配関係とか、一定のチェックが必要だということは、我々も理解できます。

だから、その上でそうじゃない民間に自由に参入していただいて、後は品質を担保するための、むしろ事実行為としてきちんとした関与を行う。こういう方向で再検討をお願いします。

○片山電力市場整備課長 これについて言いますと、何度も繰り返し申し上げておりますけれども、電気計器だけで議論できるものじゃない。つまり、これを計量法上に、こういう仕組みを仮につくるのか、つくらないのかという議論というのは、電気計器だけで議論できません。

○福井専門委員 ここは、前回から申し上げているとおり、そういう前提でこの会議をどこの省庁ともやっているわけではありません。すべてについて、およそ何か理由があるとするれば、それはその所管のその事業、その業務について何か特別の考慮事項があるのかどうかだけを議題にしていますので、そういう御主張をされるのは御自由ですけれども、それは、今更ここで議論する話ではないのです。そもそも論をここで議論するのは、とりあえず控えていただきたいと思います。何か固有の障害があるのならお聞きします。

○片山電力市場整備課長 計量法という法体系の中で、要するに計量器というものの信頼性をどう担保するのかというのを持っているわけでございます。

だから、電気計器だけを計量法の中で取り出して新しい制度をつくるということというのは。

○大橋専門委員 しかし、それは課長の逃げであって、現在の計量法の体系を見てみると、例えば電気計器については片山課長のところ、それから通常のお店にある計り、消費経済課か何か知らぬけれども、そこでいろいろな計量関係の省令をつくったり、あるいは通達をつくっている。そういう仕組みになっていると思うのです。現に、今日見せていただいた資料もそうです。電気計器に関しては、そちらの資源エネルギー庁の片山課長のところで企画立案をされているわけだ。お店に置かれる計りはまた別と、そういう体系になっているのだから、電気計器に関して、片山課長は権限を一括して持っているのです。できるのです。

○片山電力市場整備課長 申し訳ございません。これは法改正が必要になります。

○福井専門委員 じゃ改正してください。簡単なことですよ。要するに必要なのなら

法改正をすればいいのですよ。

○片山電力市場整備課長　したがって、仮に法改正をやらなければいけないとなると、要するに電気計器だけの議論で終わらないというところは御理解いただけると。

○福井専門委員　どうして終わらないのですか。計量法とは、ある個別の機器についての特殊な扱いとか、あるいは実態に即した扱いを禁じる建前になっていますか。計量法の条文に何かそういう根拠はありますか。

北原さん、どうですか、よく御存じでしょう。

○片山電力市場整備課長　計量法の体系というのは、まず計量法で縛る計量器というのを特定計量器というような形で定めて、特定計量器については、横串でこういう仕組みで信頼性を担保するという法体系にたしかになっていたかと思います。

○福井専門委員　ちょっと待ってください。では、今の1回目はメーカーが検査できて、2回目以降はだめだというのと同じ制度は、ほかに何があるのか教えてください。個別名称で教えてください。ここで言えなければ矛盾です。

○片山電力市場整備課長　ちょっと待ってください。どういう意味ですか、計量法でということですか。

○福井専門委員　横串でとおっしゃるから、だったら電気計器と同じように1回目はメーカーが検査してもよくて、2回目はだめだという扱いをしている、ほかのものについて例を教えてくださいということです。

○片山電力市場整備課長　ほかの計量器ですか、すべて同じ扱いになっています。

○福井専門委員　電気計器以外について全部同じですか。

○片山電力市場整備課長　全部同じです。

○福井専門委員　計量法で統一的な基準ですか。

○片山電力市場整備課長　計量法で統一的な基準です。電気計器だけの問題じゃないと私が申し上げているのは、そういう意味です。

○福井専門委員　では、電気計器とほかのものについて考え方が全く同じだということですか。

○片山電力市場整備課長　考え方が同じということです。

○福井専門委員　立法趣旨について見れば、計量法の立法趣旨は、電気計器とそれ以外の計器を、すべてを同様に1回目はメーカー、それ以降は違うと整理しているという御理解ですか。

○片山電力市場整備課長　はい、そういうふうに御理解いただければと思います。

○安念専門委員　それじゃ、計量法全部について、1回目も2回目も自己検定でいいですよという仕組みができるか、総ざらいで一応やってみましょう。それで私はいいいと思いますよ。

○片山電力市場整備課長　私が答えられないというところがわかった上で。

○大橋専門委員　計量課長を呼んで。

○福井専門委員 今、勉強になったのは、2回目以降だめということについて、何か統一法則があるのならあるで、我々も調べてみたいと思いますが、少なくとも電気計器について具体的に何か支障があるのかどうかということと言うと、先ほどのような一種の機械の精度なり、検査の手順なりの問題ですから、そこは技術的な問題なので、本当に電気計器固有に何か問題があるのかどうかは、独自にそちらでもお調べいただきたいと思います。

ほかの計器については、ほかの計器で、今、それは新たな論点ですので、ちょっと我々は誤解していた点もあるので、ちゃんと調べたいと思いますが、どちらにしても、仮にほかについて、まさに横串でそういう規律があったとしても、それがすべての計器について妥当するというには、やはり今までお話は総合的に考えてもなかなか納得し難いものがあるので、個別の問題として具体的に検討したいと思います。

○片山電力市場整備課長 いずれにいたしましても、私のところだけで変えられるというものではないというところは御理解いただければと思います。

○大橋専門委員 私は、課長が法律の改正を要するといったときの法律というのは何を指しているかということ、計量法のことを指しているのですね。

○片山電力市場整備課長 計量法です。

○大橋専門委員 ただ、私どもの問題意識で言えば、電気計器検定所を設置している根拠法である何とか法というのがあるのでしょうか。その法律を廃止すればいいのだよ。そうすると、もう片山課長の専権事項なのだよ。

○片山電力市場整備課長 そうではなくて、日電検法が廃止されると、要するに計量法上、例えば基準器検査でいいますと、計量法の中に、今、日電検法という根拠法があるので、法律に直接、日本電気計器検定所と書いてございます。これを削除しなければいけない。

そうすると、基準器検査をやる実施主体は大臣になると。大臣または都道府県知事になりますと。大臣というと、具体的には産総研になりますけれども、産総研も都道府県知事、都道府県の計量検定所も電気計器についてやる知見はございません。

したがって、税金を投入して、1からそういう組織をつくらなければいけないということになってしまう。

○福井専門委員 廃止するというのは、国の直営に戻すという意味ではなくて、要するに、今の指定検査機関が1個だけであるのを、だれでも参入できるようにするということです。

○片山電力市場整備課長 要するに、指定検定機関というのは、型式承認とか、基準器検査をできる権能は法律上与えていないので、いずれにしても計量法の仕組み自体を変えない限り、日電検法だけ廃止をすれば、事態が片づくということではないと、そこだけを御理解いただければと。

○福井専門委員 わかりました。では、その上で、もう一回頭の整理をしたいのですが、日電検法の廃止だけではなくて、計量法の中の指定検査機関について別の扱いをするということはあるわけですね。

○片山電力市場整備課長 済みません。論理的な可能性を否定するつもりは全くございま

せんが、これは恐らく担当課にしてみると、ものすごい決心の要る話でございます。非常に多くの現実、実態が動く話でございます。さっきの修理のところも同じでございます。ものすごく現実が動く話でございます。

したがって、ここのところは、論理的な可能性というのは、常に何事にもあるというところは否定いたしませんけれども、実態をどういうふうに考えるかというのをよく考えなければいけないということでございます。

最後にもう一つ付言をさせていただければ、前回ヒアリングを受けた後、一つ変わったことは、今年の7月から、実は「計量行政審議会」というのを動かして、計量法全体の見直しという作業が始まっております。

最終的に法改正に至るのかどうかという辺りというのは、まだ全然結論が出ていませんけれども、昨今のいろんな情勢を踏まえて、今の計量行政というのが、いいのかどうかということを審議会で議論が始まっております。

したがって、ある意味、今日いただいたような御指摘というのは、計量法の所管部局にも伝えますけれども、そういう全体の中で、一体どういうふうを考えていくのか、いずれにしても横串で仕組みというのはつくらなければいけないものですから、そういうところだけ御理解を是非いただければということでございます。

○福井専門委員 私どもの認識としては、実態としても日電検ですか、ここ1社ないしは1団体だけが行っているということについて、前回非常に納得のいく御説明をいただいたというふうには認識できなかったものですから、そのことについて同じような技術レベルのある民間の方で第三者性とか、中立性に問題のない方が、もっと自由に参入できた方が検査の精度も上がるし、恐らく値段も安くなるだろうという確信を持っているわけです。

とすると、やはり計量法を変えてでも、実態をできるだけフェアな透明な競争環境に持っていくためにも、もっとだれもが入れる仕組みにさせていただかないと思うわけです。

電気計器について明確に指定検定機関があるわけですから、それを1社独占にしておくという必然性については、相当の疑義があると言わざるを得ないわけです。

ちなみに、条文で日電検だけが名指しで計量法に出てくるのですか。何条でしたか。

○片山電力市場整備課長 例えば、基準器検査でいいますと、102条です。型式承認でいいますと、76条です。

○福井専門委員 これは、裸で日本電気計器検定所と出てくるわけですね。電気計器検定所の組織とか、そういうのもこの計量法の中にあるのですか。

○片山電力市場整備課長 いや、違います。それは日電検法という、日本電気検定所法という法律があって、それに基づいてできていると。

○福井専門委員 設置法は日電検法で、作用法が計量法だということですね。

○片山電力市場整備課長 おっしゃるとおりです。だから、設置法だけ廃止をしてしまうと。

○福井専門委員 わかりました。ということは、設置法を廃止するならば、作用法の方で

指定検査機関という用語に置き換えて、指定検査機関に民間の自由な参入が許されているという建前を取るのが一番美しいということになりますね。我々のスタンスに立てば。

○片山電力市場整備課長 済みません、私は答えなくてもいいということで、勘弁をしていただければと思いますが。

○福井専門委員 日本電気計器検定所だけが、計量法の中では名指しなのですか。ほかにもこういう検定機関で名指しのところありますか。

○片山電力市場整備課長 これは日電検だけです。これは冒頭申し上げましたように、過去の経緯というのがあって、戦前からずっと、度量衡法と電気測定法と、そもそも作用法が別だったのです。作用法が別で、電気測定法でこういう電気メーターの検定をやっている機関も3つぐらいあって別だったのです。それを戦後、計量法で一本化をすると同時に、3つあった電気メーターの機関を一本化して、日電検法をつくって、特殊法人を一個つくって、そこで検定から、要するに電気メーターの一切合切、それをそこに集約化したというのが経緯でございます。したがって、今、こういうふうになって、ここに至っているということでございます。

○福井専門委員 ほかの計器類では、最終的な検査をどういうところがやっているのですか。

○片山電力市場整備課長 基準器検査とか、型式承認は独立行政法人の産業技術総合研究所がやっています。

○福井専門委員 そこと、日電検が2大組織ということになるわけですか。ほかにはないわけですか。

○片山電力市場整備課長 ほかにはありません。

○福井専門委員 ということは、産総研も日電検も含めて、同じ技術レベルをもつ民間が出てくれば、何か支障があるということになりますか。要するに、両方含めて独占を廃止していただいても、同様の技術水準が担保できればいいということになりそうに思われるのですけれども、もしそうなれば、そうなったで問題ないと考えていいですか。

○片山電力市場整備課長 私は、ここでは答えられないと思うのですけれども、冒頭申し上げましたように。

○福井専門委員 論理的な可能性ということでもいいのですけれども。

○片山電力市場整備課長 済みません、それ以上、深入りはしたくないのですが、基準器検査にしても、まず型式承認にしても、申し上げますと、通常世界中のどこでも複数の、要するに民間株式会社が複数参入して、それをやっているという実態はまずございません。要するに、国の機関が直接やるか、特殊法人的なところがやるか、独立行政法人的なところがやるか、1つの計器については、1つの機関にみんな集約化されているというのが実態でございます。

したがって、冒頭、基準器検査で随分御議論させていただきましたけれども、最後の担保の仕方とか、型式承認でも最後の担保の仕方だとか、そういったところで、一体どうい

うふうに考えるのがいいのか、国の関与の仕方として、どういう形が国際的に見ても日本だけ変なことをやっていると言われたい。きちんとした信頼が得られる仕組みというのができるのかといった辺りというのも十分考えた上でないと、こういうふうにここを直して、民間参入させたら支障があるのかとお尋ねになられても、恐らくそういうところをどうふうに考えていくのかということで十分な検討が要るのではないかと考えております。

○福井専門委員　しかし、国際的な信頼というのも、要は精度次第ですね。精度が高ければ、どの国も文句を言うわけがないですね。

精度の高さというのは、技術の問題ですから、技術レベルが公務員と民間とで截然と分かれるとは、やはりどうしても我々には思えないわけです。

だとしたら、やはりそこは、よそでも特殊法人や国がやっているところが多いのかもしれなくても、本当に末端の末端まで、民間人が全く事実行為である検査行為に一切関与していないとまで言い切れますか。

○片山電力市場整備課長　末端の検査行為というところは、既に民間開放をしているわけですね、検定というところは。指定検定機関制度がありますから、ある意味では型式承認というのは一番の大元のところ、技術器検査も一番大元のところと御理解いただければと。

○福井専門委員　勿論。だから2の部分についても事実行為は、本当に公務員ないしは独法特殊法人職員の方だけが世界的にやっていると言えますか。

○片山電力市場整備課長　言えると思います。

○福井専門委員　それは具体的な資料か何かで教えていただけませんか。

○片山電力市場整備課長　わかりました。追加で出させていただきます。

○福井専門委員　主に先進諸国です。米・英・独・仏等について、具体的な型式承認等について、機関名とその機関の中での権限分配と。それから、民間委託関係があるのであれば、委託関係とかについても併せて。

○片山電力市場整備課長　後段の部分というところまでは、さすがにわからない可能性の方が高いと思いますけれども、要するに、実際に何かの業務をアウトソースしているかどうかというところまではわからない。

ただ、仕組みとしては、産総研とか日電検のような組織がやるという位置づけになっているということです。

○福井専門委員　実態上、私どもがお願いしているような形態というのは、百歩譲って産総研、日電検がそのまま残ったとしても、その中から、例えば一種の競争入札的な形で民間の複数の機関に包括請負か、包括委託の形で同じ業務を出せるのであれば、それでもかなり近似的には代替物なのです。

そういうことをやっているところが、ひょっとしたら先進国にもあるかもしれないという疑いを拭い去れないのです。

要するに名目上は国か特殊法人でも、そこから先のところで随分民活をやっているというところが恐らくあるのではないかと考えるものですから、そういう観点でも是非お調べい

ただければと思います。

○大橋専門委員 一言私の感想を述べておけば、確かに沿革あるいは外国の状況というのが、こういう検査機関として国または国に準ずる特殊法人というのが独占的、他の民間事業者を排除してやっているかもしれないのだが、近年の状況をかんがみても、非常に民間の技術水準というのがアップして、むしろ国を上回っている企業、法人が出てきているというのが実態だろうと思うのです。

そういう状況の中で、問題は、例えば基準器検査で言えば、本当に正確で、かつ公平な検査をできる行政代行人というものは、検査検定機関だけなのかどうか。もう少し技術水準がアップした民間というものの活用が考えられないのかどうかという観点から、是非御再考いただきたいと思うのです。

過去の沿革だとか、外国の状況に固執しないで、もう少し民間における技術水準の向上というものを是非考えていただきたいということを申し上げておきたい。

○鈴木主査 よろしいですか。それでは、よく考えてください。

○片山電力市場整備課長 少なくとも私だけで解決できないということは御理解願います。

○鈴木主査 福井専門委員の方から言った資料についても、鋭意調べて御提出いただいて、その上での議論をどう進めるかということをもた相談させていただきたいと思います。

どうも今日は御苦勞様でした。